

令和2年度



北区民まちづくり提案支援事業

募集案内

北区では、皆さんが気付かれたまちの課題を解決する取組や、まちの魅力向上させる取組に対して、経費の一部を補助するなどの支援を行っています。

どんな些細なことでも、誰かの笑顔につながるような活動であれば、まちづくり活動に繋がります。

北区をもっと住みよいまちにする
皆さんの素敵なお提案をお待ちしています！

◇ 募集期間 ◇

令和2年4月6日（月）～5月15日（金）（必着）

事前相談受付：4月6日（月）～5月13日（水）

※4月21日（火）に予定しておりました「令和元年度事業発表会・令和2年度制度説明会」は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止となりました。

北区役所地域力推進室 企画担当

令和2年度 北区民まちづくり提案支援事業 募集要領

1 目的	<p>北区基本計画に掲げる北区のまちの将来像（豊かな自然の恵みと伝統ある文化の中で、人々がお互いに支え合い、活力を持って生き生きと暮らすまち）に向け、北区内で実施される自主的・自発的な活動を支援します。</p> <p>この支援が各種取組や団体の活性化につながり、将来的には区内での自立した活動になることを目指します。</p>
2 対象事業及び対象団体	<p>対象事業：まちの課題解決、まちの魅力向上、まちの活性化につながる取組であり、下記に該当するもの。</p> <p>対象団体：下記に該当する団体。</p>

【各部門・対象団体】

(1) 一般部門	<p>対象事業</p> <p>次のいずれかに該当する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 北区基本計画に掲げる、まちの将来像を実現するための施策・取組の10の分野 ② 「北区民つながるプログラム」の18のプロジェクト <p>対象団体</p> <p>次のいずれかの団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ①区民（北区に通勤・通学等をしている方を含む）を中心に構成される団体 ②学生を中心に構成されるグループ
(2) 特定部門	<p>対象事業</p> <p>次のいずれかをテーマに実施される事業</p> <p>(1)地域コミュニティ加入促進</p> <p>これまで地域活動に関わりが少ない若者や事業者などの地域活動への参加や自治会への加入を促す活動</p> <p>(2)北部山間交流支援</p> <p>「北山三学区まちづくりビジョン」を推進するため、自治会などの地域団体又はそれらの団体と連携したグループが自主的に取り組む活動</p> <p>(3)健康長寿推進活動</p> <p>幼少期から高齢期まで、それぞれのライフステージに応じた、「運動」又は「食事」の側面において健康づくりを推進する活動</p> <p>(4)子育て支援活動</p> <p>子どもの健やかで心豊かな成長につながる活動又は子育て環境を支える活動</p> <p>(5)文化に親しむ機会の創出</p> <p>区内に息づくあらゆる文化（暮らしの文化等）の奥深さを、広く区民に感じてもらう機会を創出する活動</p> <p>対象団体</p> <p>次のいずれかの団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ①区民（北区に通勤・通学等をしている方を含む）を中心に構成される団体 ②学生を中心に構成されるグループ

(3) 大学連携 部門	対象事業	次の①、②のいずれかに該当し、大学の研究成果を地域に還元する事業又は学生が地域住民と共同で地域課題の解決等を行う事業（ただし、調査・学術研究を主たる目的とした事業は除く） ① 北区基本計画に掲げる、まちの将来像を実現するための施策・取組の10の分野 ②「北区民つながるプログラム」の18のプロジェクト
	対象団体	次のいずれかの団体 ①北区内の大学（研究室等）又は区内の大学に所属する学生を中心とする団体 ②①の団体と、他の団体との連携によるグループ
(4) 学区まちづ くりビジョ ン策定	対象事業	シニア世代、子育て世代等多様な地域住民で構成された自治連合会等地域コミュニティ組織による地域の特性を活かした学区ビジョンの策定に向けた活動
	対象団体	北区内の学区自治連合会又は学区を単位として活動する各種団体を中心に構成される横断的な団体
(5) まちづくり 初めの一歩 応援部門	対象事業	一般部門に該当する活動のうち、「将来性・発展性」が見込め、これまでに活動実績がない団体が行う新規事業
	対象団体	次のいずれかの団体 ①区民（北区に通勤・通学等をしている方を含む）を中心に構成される団体 ②学生を中心に構成されるグループ
※各部門に おける注意 事項	<p>◆対象期間及び活動エリア 令和2年4月1日から令和3年3月31日までに、北区内で実施されるものとします。</p> <p>◆応募回数の上限について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>一般部門、特定部門、大学連携部門：3回まで</u> 同一又は極めて類似した事業に対する補助は、3回を上限とします。ただし、事業は3箇年連続して実施するものとします。同一又は極めて類似する事業かどうかについては、実施主体（団体の構成員）、事業目的、実施場所などを総合的に判断します。 ・<u>学区まちづくりビジョン策定部門：1回のみ</u> 1団体につき1回のみ受けられるものとします。 ・<u>まちづくり初めの一歩応援部門：1回のみ</u> 1団体につき1回のみ受けられるものとします。また、<u>2件限定</u>で募集し、事業実現に向けて開始から終了まで区役所等が寄り添っていきます。 <p>◆他部門への移行について 過去に採択された事業を3箇年連続して実施する場合、他部門へ移行することはできません。</p>	

※補助対象外事業及び団体	<p>【以下のような事業は対象とはなりません】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営利、政治、選挙、宗教を目的としたもの ・調査・学術研究を主たる目的としたもの ・地域で既に恒例となっている事業（学区まつり、学区民体育祭など） ・申請日の前に完了している事業 ・物品の購入のみを行うもの ・個人の能力開発や技術の習得に係るような事業 												
	<p>法人格の有無は問いません。グループ・団体が対象です（個人応募不可）。</p> <p>【以下のような団体は対象となりません。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政治、選挙、宗教等に関する活動を主な目的とする団体 ・暴力団員等を含む団体 ・営利を主な目的とする団体 												
【補助額、補助対象経費】													
3 補助額	<p>原則として、以下の表による額です。</p> <p>【一般部門】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補助額の計算</th><th>補助額の上限（以下のいずれかのもっとも小さい額）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助対象経費の50% +学生による無償労務提供相当額（5万円以内）</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・30万円（3年目のみ25万円） ・補助対象経費 × 0.5 (+ 学生による無償労務提供相当額) ・補助対象経費 ・総経費（補助対象外経費を含む） — 他の補助金等の収入 — 参加費等収入 </td></tr> </tbody> </table> <p>【特定部門】、【大学連携部門】、【学区まちづくりビジョン策定】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補助額の計算</th><th>補助額の上限（以下のいずれかのもっとも小さい額）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助対象経費の90% +学生による無償労務提供相当額（5万円以内）</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・30万円（特定部門3年目のみ25万円） ・補助対象経費 × 0.9 (+ 学生による無償労務提供相当額) ・補助対象経費 ・総経費（補助対象外経費を含む） — 他の補助金等の収入 — 参加費等収入 </td></tr> </tbody> </table> <p>【まちづくり初めの一歩応援部門】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補助額の計算</th><th>補助額の上限（以下のいずれかのもっとも小さい額）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助対象経費の100%</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・10万円 ・補助対象経費の100% ・総経費（補助対象外経費を含む） — 他の補助金等の収入 — 参加費等収入 </td></tr> </tbody> </table>	補助額の計算	補助額の上限（以下のいずれかのもっとも小さい額）	補助対象経費の50% +学生による無償労務提供相当額（5万円以内）	<ul style="list-style-type: none"> ・30万円（3年目のみ25万円） ・補助対象経費 × 0.5 (+ 学生による無償労務提供相当額) ・補助対象経費 ・総経費（補助対象外経費を含む） — 他の補助金等の収入 — 参加費等収入 	補助額の計算	補助額の上限（以下のいずれかのもっとも小さい額）	補助対象経費の90% +学生による無償労務提供相当額（5万円以内）	<ul style="list-style-type: none"> ・30万円（特定部門3年目のみ25万円） ・補助対象経費 × 0.9 (+ 学生による無償労務提供相当額) ・補助対象経費 ・総経費（補助対象外経費を含む） — 他の補助金等の収入 — 参加費等収入 	補助額の計算	補助額の上限（以下のいずれかのもっとも小さい額）	補助対象経費の100%	<ul style="list-style-type: none"> ・10万円 ・補助対象経費の100% ・総経費（補助対象外経費を含む） — 他の補助金等の収入 — 参加費等収入
補助額の計算	補助額の上限（以下のいずれかのもっとも小さい額）												
補助対象経費の50% +学生による無償労務提供相当額（5万円以内）	<ul style="list-style-type: none"> ・30万円（3年目のみ25万円） ・補助対象経費 × 0.5 (+ 学生による無償労務提供相当額) ・補助対象経費 ・総経費（補助対象外経費を含む） — 他の補助金等の収入 — 参加費等収入 												
補助額の計算	補助額の上限（以下のいずれかのもっとも小さい額）												
補助対象経費の90% +学生による無償労務提供相当額（5万円以内）	<ul style="list-style-type: none"> ・30万円（特定部門3年目のみ25万円） ・補助対象経費 × 0.9 (+ 学生による無償労務提供相当額) ・補助対象経費 ・総経費（補助対象外経費を含む） — 他の補助金等の収入 — 参加費等収入 												
補助額の計算	補助額の上限（以下のいずれかのもっとも小さい額）												
補助対象経費の100%	<ul style="list-style-type: none"> ・10万円 ・補助対象経費の100% ・総経費（補助対象外経費を含む） — 他の補助金等の収入 — 参加費等収入 												

	<p>* 国、地方公共団体、独立行政法人等が交付する補助金の併用も可能ですので、その場合は、収支予算書に記載してください。ただし、併用先の補助金が「他の補助金との併用不可」としている場合がありますので、御確認ください。また、他の補助金と併用される場合、区役所から補助金の併用先の団体に連絡させていただく場合があります。</p>
4 補助対象となる経費	<p>当該事業の実施に必要な経費で、令和2年4月1日から令和3年3月31日までに支出されるものが対象となります。</p> <p>他の補助金や参加費収入など、本補助金以外の収入がある場合は、補助対象の経費か否かに問わらず、事業に関する費用は全て、領収書等、支払ったことの証明書類が必要です（ただし、公共交通機関を利用する場合等を除く）。</p> <p>（経費の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講師等への謝礼金（専門性を有している場合に限る） ・材料費、事務用品等の消耗品、チラシ・パンフレット・資料印刷代 ・チラシ・パンフレット・資料の発送料 ・イベント保険の保険料、会場使用料や機材のレンタル費用 ・マイクロバスレンタル代（公共交通機関の利用が困難な場合） ・ガソリン代（北山三学区で行う事業に限る） <ul style="list-style-type: none"> * ガソリン代は、北区役所から出張所まで、又は出張所間が対象。その距離、燃費、ガソリン単価は区役所で設定します。そのため、実績報告の際に、利用日、利用者、利用内容、行先等を報告してください（領収書不要）。 <燃 費：22.0km／リットル> <ガソリン単価：148円（令和元年10月現在経済産業省 資源エネルギー庁公表）> ・スタッフの交通費 <ul style="list-style-type: none"> * 公共交通機関の利用については補助金の対象となりますので、実績報告の際に、利用日、利用者名、利用区間及び料金内訳を報告してください。 <p>* 1 既存事業を充実させる場合は、充実した部分に係る経費のみを対象とします。</p> <p>* 2 飲食代のうち、料理教室等事業の実施に必要な食材費は補助対象となりますが、会議等での茶菓代については対象外です。</p>
※経費に係るその他注意事項	補助金の支払いは事業完了後ですが、やむを得ない場合は決定した補助額の50%を上限に事前にお支払いできます（別途申請書が必要）。

5 学生による 無償労務提 供	<p>事業の実施に直接関わる活動に無償で従事する学生の活動時間数に、500円を乗じて得た額を、5万円を上限として上乗せできます（まちづくり初めの一歩応援部門を除く）。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 当該額は、自己負担額を補填するためのものであり、人件費ではありません。また、支出においては、交付予定額を上回らない範囲に限ります。 * 活動時間数に1時間未満の端数があるときには切り捨てます。 * 学生には高校生以下の方は含みません。 * 事業終了後、学生の氏名や活動時間等を報告いただく必要があります。
6 補助額の 決定	<p>申請いただいた後、申請書に記載されている経費や収入見込みの内容を詳しく確認し、審査を行います。審査の過程で補助対象経費として認められた経費を、③補助額の表により計算して、最終的な補助予定額を決定します。</p> <p>事業終了後に、実績報告や領収書を提出いただき、実際にかかった経費や収入額を確認し、改めて③補助額の表により補助額を計算し、計算結果と補助予定額のいすれか低い方が、実際の補助金の額となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 審査基準を満たした事業であっても、予算上の制約により、不交付の決定を行う場合があります。 * 補助金の交付を決定した事業において、条件を付す場合があります。この条件に従わず事業を実施した場合、補助金の交付決定の取り消し、交付予定額の変更、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じる場合がありますので、条件は遵守してください。やむを得ず、条件を満たすことができないなどの場合は、お問い合わせください。

【区役所による活動のサポート】

7 補助金が交 付された事 業への活動 支援	<ul style="list-style-type: none"> ・北区役所会議室の使用及び区役所庁舎内での活動内容の展示 ・市民しんぶん北区版及び北区役所ホームページへの活動状況の掲載 ・北区役所内でのチラシ等の配架 ・活動に役立つような情報の提供（北区つながるワークショップ等） ・京都市後援名義の使用 <p>（いずれも、利用にはそれぞれの条件等があります。締切が早いものもありますので、採択後に御相談ください。）</p>
------------------------------------	--

【申請書の応募方法】

8 応募方法	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書に必要事項を記入のうえ、必要書類を添えて、北区役所地域力推進室まで持参、郵送又はメールにて提出してください。 ・申請書類は、北区役所のホームページからもダウンロードできます。 (北区役所HP http://www.city.kyoto.lg.jp/kita/)
-----------	---

	<p>応募前に必ず事前相談（可能な限り御予約のうえ来庁ください）をお願いします。</p>
9 応募書類	<p>すべての応募団体（まちづくり初めの一歩応援部門を除く）において、提出が必要な書類</p> <p>(1) 補助金交付申請書（第1号様式） (2) 事業計画書（第2号様式） (3) 収支予算書（第4号様式） (4) 団体の規約や構成員名簿などの団体の概要が分かる書類 (5) 無償労務提供相当額計算書（第5号様式）＊必要に応じて まちづくり初めの一歩応援部門において、提出が必要な書類</p> <p>(1) 補助金交付申請書【まちづくり初めの一歩応援部門】（第3号様式） (2) 収支予算書（第4号様式）</p> <p>* いずれも提出後に、内容について確認させていただくことがあります。また、再提出をお願いする場合もありますので、あらかじめ御了承ください。</p>
10 応募書類の提出先	<ul style="list-style-type: none"> ・持参の場合 北区役所3階地域力推進室（北区紫野東御所田町33-1） (受付時間 午前8:30～午後5:00) ・郵送の場合 ☎603-8511（住所記入不要） 北区役所地域力推進室企画担当宛 ・メールの場合 k i t a - k u @ c i t y . k y o t o . l g . j p (送信メールの件名を「まちづくり提案支援事業申請書の送付」としてください)
【審査】	
11 審査方法	<p>審査会におけるプレゼンテーション実施</p> <p>対象：学区まちづくりビジョン策定部門及びまちづくり初めの一歩応援部門を除く、1年目及び3年目の団体</p> <p>内容：提出していただいた申請書類をもとに、事業の説明や審査委員からの質疑にお答えいただきます。</p> <p>* やむを得ず、プレゼンテーションを欠席される場合は、書類審査とさせていただきますが、審査において不利になる場合がありますので、可能な限り、御出席ください。</p> <p>* プrezentationの時間は厳守いただきます。時間オーバーの場合は、強制的に終了いただくこともありますので、御了承ください。 (プレゼンテーションの持ち時間は、追って連絡致します。)</p> <p>審査委員による書類審査</p> <p>対象：学区まちづくりビジョン策定部門、まちづくり初めの一歩応援部門の団体及びその他部門の2年目の団体。ただし、1年目の事業内容から大幅に変更している、あるいは1年目の事業実施方法に疑義があるなどの場合は、</p>

	<p>プレゼンテーションを受けていただく場合があります。</p> <p>内容：提出していただいた申請書類を基に審査します。当日の出席は不要です。</p>
12 審査項目	<p>以下の5つを基準に評価します。</p> <p>(1)将来性・発展性（例：次年度以降も継続して実施することができる団体か 等） (2)公共性（例：個人や団体の利益ではなく、地域へ利益をもたらす内容か 等） (3)計画性・効果（例：目的達成のための適切な計画が立てられているか 等） (4)主体性（例：他団体に委ねることなく、企画・活動が主体的か 等） (5)経費の妥当性（例：期待される効果に対して、予算は妥当な額か 等）</p> <p>※ <u>但し、3年目の事業については、4年目以降の自立を目指していただきたい</u> <u>という観点から、特に「将来性・発展性」「経費の妥当性」を重点的に審査</u> <u>します。</u></p> <p>※ 第2号様式事業計画書において、団体の積極性を図るため、「つながるワークショップへの参加の有無」や「その他まちづくり活動に関する交流会やイベント研修会への参加の有無」の項目を新たに設けました。審査会での加点の対象になる場合もあります。</p> <p>※ いずれも、審査員からの事業内容や事業手法への提案やアドバイスがある場合は、取り入れて事業を更に向上してください。</p>

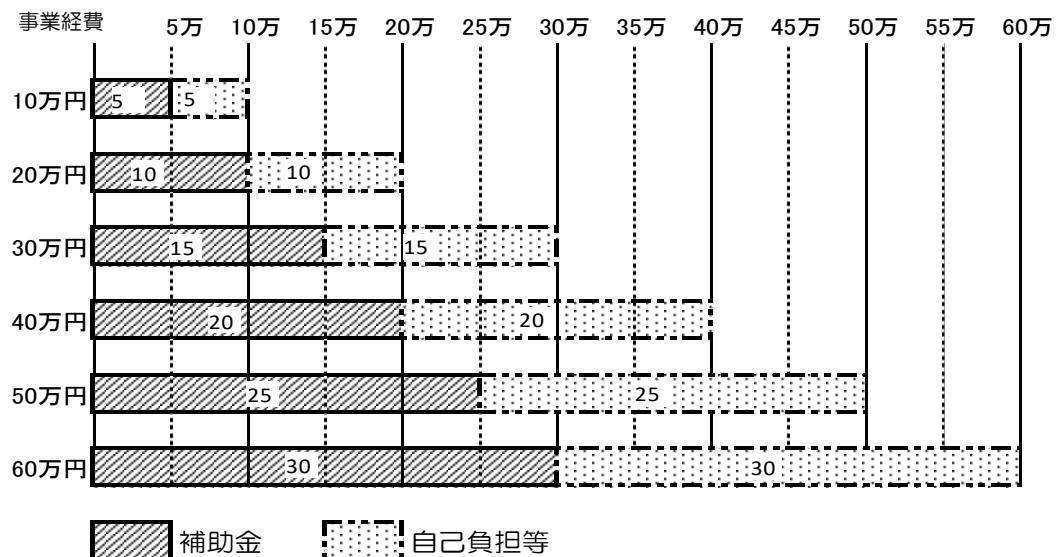
【今後のスケジュール】

13 申請後の流れ	<pre> graph TD A[~5月15日（金） 申請書の提出] --> B[6月14日（日） 審査会 ※予定] B --> C[6月下旬 交付決定（又は不交付決定）の通知送付] C --> D[7月上旬（予定） 認定式] D --> E[事業の実施] E -.-> F["・令和3年3月末までに事業を完了してください。 ・事業の実施に当たり、申請書等に記載していた事項が変更になる場合は、 変更の申請をしていただき、事前に承認を受ける必要がありますので、あ らかじめ御連絡ください。 ・なお、当該事業による北区のまちづくりへの効果が低下するような変更は、 原則として認められません。また、交付予定額を上回る変更は認められま"] </pre>
--------------	--

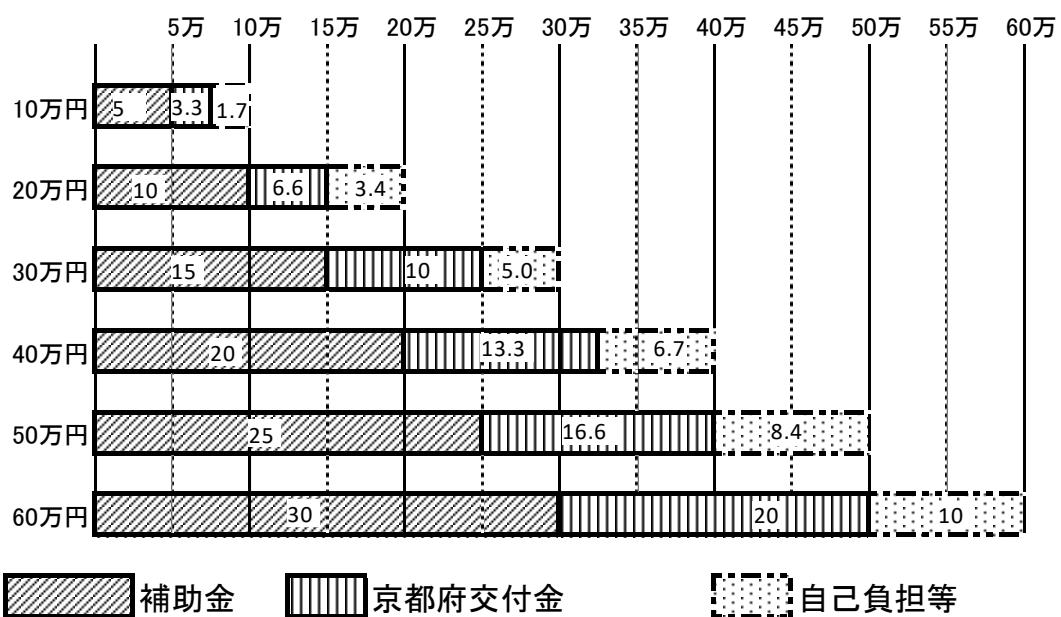
	<p>せん。</p> <p>令和3年3月末までに事業終了、完了報告</p> <ul style="list-style-type: none"> 必ず、事業完了後すぐに御連絡下さい。完了報告に使用する書類をお送りしますので、速やかに、領収書、写真等を添えて報告書、決算書等を提出してください（事業完了後1箇月以内、あるいは、令和3年4月7日（水）のいずれか早い日までに提出してください）。 提出された実績報告書等を審査し、実際に掛かった経費や収入額を基に改めて計算した補助額をお知らせし、お支払いします。 お支払いは、団体口座への振り込み又は区役所にて現金でお支払いします。
14 その他注意事項	<p>(1) 提出された書類に虚偽等がある場合、補助金の交付決定を取り消し、補助金を返還していただきます。</p> <p>(2) 報告書など、事業に関連する書類は、令和8年3月末日まで（5年間）保管してください。必要に応じて区役所等から提出等を求めることがあります。公的な書類であると考えていただき、適正な管理に務めてください。</p> <p>(3) 令和3年4月中旬頃に、活動報告会を開催し、事業内容等を発表していただく予定です。</p> <p>(4) 補助金の交付を受ける活動の広報用媒体（ビラ、ホームページなど）には、  北区民まちづくり提案支援事業のロゴマークを表示してください。</p> <p>(5) 補助金が交付された事業について、次年度以降も補助を申請される場合は、その年度の募集期間に再度申請していただく必要があります。</p> <p>(6) 事業の実施に当たり、食品衛生法、旅行業法等、その他関係法令を順守してください。</p>

【参考 補助金額のイメージと算出方法】

1 一般部門の場合 補助額 = 補助対象経費 × 50% 【上限30万円】



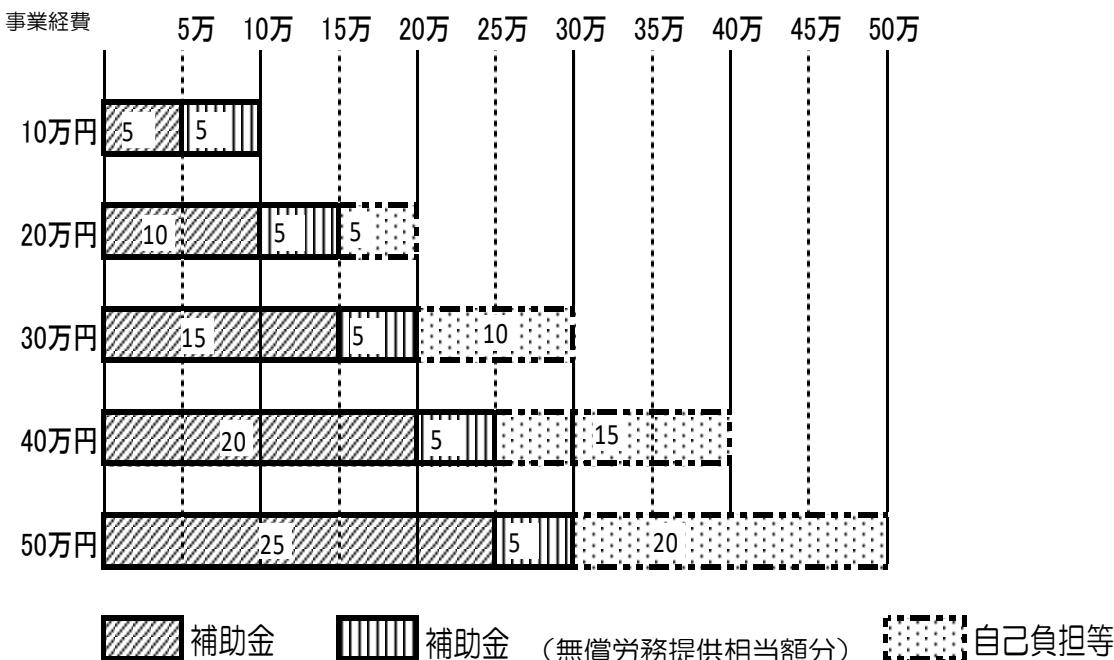
② 一般部門で京都府地域交響プロジェクト交付金（補助率1/3）を併用する場合（参加費等の収入がない場合）



③ 一般部門で学生による無償労務提供相当額の補助金を上乗せする場合

補助額 = 補助対象経費 × 50% + 無償労務提供相当額（上限5万円分）

【補助額の上限は30万円とした時】



④ 補助予定額算定の要件

◆ 一般部門、特定部門、大学連携部門、学区まちづくりビジョン策定部門

- *補助額の上限は以下のいずれか最も小さい額
- ①30万円（3年目のみ25万円）
- ②補助対象経費 × 補助率（+ 学生による無償労務提供相当額）
- ③補助対象経費
- ④総経費（補助対象外経費を含む） - 他の補助金等の収入 - 参加費等収入

◆ まちづくり初めの一歩応援部門

- *補助額の上限は以下のいずれか最も小さい額
- ①10万円
- ②補助対象経費の100%
- ③経費（補助対象外経費を含む） - 他の補助金等の収入 - 参加費等収入



[問合せ、事前相談先]

北区役所地域力推進室企画担当

住 所 北区紫野東御所田町33-1

電話番号 432-1199

F A X 432-0388

メール kita-ku@city.kyoto.lg.jp

(受付時間 午前8:30~午後5:00 (土日祝を除く))



令和2年3月発行 京都市印刷物第313254号